# 公募型行為許可の試行実施に関する事業者募集 募集要項 (令和2年度公募・3年度実施:都心臨海部の公園での健康づくり)

### 1 趣旨

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「公園における公民連携に関する 基本方針」を令和元年9月に策定し、具体的取組のひとつに公募型行為許可制度の創設を 掲げています。

公募型行為許可制度では、公益性を確保しつつ民間事業者等の方々のアイデアを活用したイベント等を行い、公園の魅力と賑わいの創出を図ることを目指しており、令和元年度から都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等(※1)の公募・実施に試行的に取り組んでいます。

制度の確立に向け、公募条件を一部改善(※2)の上、2回目の試行に取り組みます。 今回の試行実施においても、従来の行為許可の基準を一部緩和しつつイベント等を実施 していただく中で、公益性の確保や公園利活用への影響を検証していきます。 具体的には 次のとおりです。

#### ① 行為許可申請者の要件緩和

民間事業者等の方々が単独で行為許可申請できることを可能とします。これに伴い、 従来は申請者の要件に求めている公益性を、行為内容に求めることとし、公益性の確保 について検証していきます。

② 行為回数の制限緩和

行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2日までのイベント等の開催を可能とし、他の公園利用者への影響や公園の賑わいへの貢献を検証します。

- ※1「ヨガ等」とは、本公募では次のとおりとします。
  - 身体の柔軟性を高めることを主な目的とした運動を指します。
  - ・ 実施場所が芝生のエリアは、芝生を傷めるおそれのある運動は不可とします。 (3.0メッツ(運動強度)までの運動を想定しています。運動強度の説明は、本要項 2(1)を参照してください。)

## ※2 公募条件の主な改善点

- ・ 1日の中で、複数回の開催が可能になりました。
- ・ 大通り公園の実施場所に、運動強度に制限のない「石の広場」を追加しました。

## 2 試行実施の概要

(1) 実施内容

市民の健康づくりを目的としたヨガ等

- ※「ヨガ等」とは、本公募では次のとおりとします。
  - 身体の柔軟性を高めることを主な目的とした運動を指します。
  - ・ 実施場所が芝生のエリアは、芝生を傷めるおそれのある運動は不可としま す。(3.0メッツ(運動強度)までの運動を想定しています。)

#### 【参考:各運動のメッツ例】

ストレッチング (2.3 メッツ)、ヨガ (2.5 メッツ)、太極拳 (3.0 メッツ)、体操 (3.5 メッツ)、パワーヨガ (4.0 メッツ)、エアロビクス (7.3 メッツ)

出典:健康づくりのための身体活動基準2013(厚生労働省)

- (2) 対象公園及び実施場所
  - ① 芝生のエリア:山下公園の「芝生広場」及び大通り公園の「石のステージ」
  - ② 舗装のエリア:大通り公園の「石の広場」
    - ※ エリアは別図を参照してください。
    - ※ 利用面積は100 m<sup>2</sup>を目安とします。
- (3) 実施期間

令和3年6月~令和3年11月(平日・土日祝日ともに可能です)

- ※ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴う安全上の要請等に応じ、 許可した日程を変更する場合があります。
- (4) 実施時間

午前7時00分から午後9時00分まで(準備・撤収を含みます)

(5) 実施日数

1か月に2日まで(1日の中での開催回数の制限はありません)

(6) 参加人数

1回当たり20名程度(主催者側の人数は含みません)

(7) 参加費の徴収

可能

(8) 付与する許可

公園内行為許可(横浜市公園条例第6条第1項第6号該当)

(9) 徴収する公園使用料

1日につき3,900円(横浜市公園条例施行規則別表第2)

#### (10) 補足事項

- ① 実施場所に電源はありません。
- ② 音の出る器具は、上記の実施時間のみ提案可能ですが、実施に伴う音量や音質には、近隣等への迷惑とならないよう、十分に配慮してください。また、連続して音が発生しないよう工夫してください。なお、苦情等の状況によっては、許可を取り消す場合もあります。

#### 3 提案内容に関する条件

次の条件を全て満たすこと。(①~④が、「公益性の確保」のための条件)

- ① 主たるイベントの内容は、市民の健康づくりを目的としたヨガ等(本要項 2(1)参照) としてください。
- ② イベントの実施に当たり、公園の魅力アップに資する取組(清掃活動等による公園の快適性の向上、イベントの情報発信の際に公園の魅力もあわせて発信する等)を行ってください。

### 【②を条件としている趣旨】

公園は誰もが利用できる公共の施設です。今回のイベントは多様な公園利用者に対して良い取組であることが重要であると考えています。そのために、イベントに参加しない公園利用者に対して有益である取組(公園の魅力アップに資する取組)を行うことを条件としています。

③ イベントの実施に当たり、公園周辺地域の魅力や賑わいの向上に資する取組を行ってください。

## 【③を条件としている趣旨】

公園は地域に多くの便益をもたらすかけがえのない存在です。公園を利活用することにより生まれる賑わいを、地域の魅力向上につなげていくことが重要であると考えています。そのために、公園周辺地域に対して有益である取組を行うことを条件としています。

- ④ 参加者は一般募集してください。(特定の会員等のみでの実施は不可です) ※ 参加者に条件(例:子どもと保護者、○歳以上など)を付すことは可能です。
- ⑤ ヨガ等とともにその他の行為を実施する場合、当該行為はヨガ等の付帯として位置 付けられる範囲とし、収支計画上の収入及び支出に占める割合は半分に満たない範囲 としてください。
  - ※ 提案に当たっては、本要項P8に示す問合せ先に必ず事前相談してください。

## 【許可できない行為の例】

ョガ等の参加者への水分補給等を目的とした飲食物販は可能ですが、一般の公園 利用者への物品及び飲食物の販売はできません。

## 4 応募に当たっての条件

- (1) 応募者は次の条件を全て満たす法人であること。
  - ① 提案の内容の実施主体であること。
    - ※ 実施方法は、応募法人単独、複数法人(応募法人とその他の法人で実施)、組織体 (応募法人を含む複数法人により実行委員会等を結成)のいずれも可能。
  - ② ヨガ教室等の開催実績を有していること。
  - ③ 本公募への応募は1法人1件とし、他の本公募への応募に関与していないこと。
  - ④ 市内事業者(横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。)であること。
  - ⑤ 横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けるに相当する法令に反する 行為または不適切な行為が認められないこと。
  - ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (2) 提案内容が次に該当しないこと。
  - ① 法令や公序良俗に反するまたは反する恐れがある場合
  - ② 横浜市の施策、条例及び規則に抵触する場合
  - ③ 政治的、宗教的な要素を含む場合
  - ④ 公共性及び公平性が担保できない場合
  - ⑤ 騒音等を発生させ、公園及び周囲の良好な環境を保てなくなる恐れがある場合

## 5 応募方法

別添の申込書(様式1)、提案説明書(様式2)及び収支計画書(様式3)をご記入の上、 開催実績の分かる資料を添付し、次によりお申込みください。

(1) 申込期限

令和3年4月30日(金)17時まで(時間厳守)

(2) 申込方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールでお申込みください。 メールアドレス: ks-toshinbue<u>vents@city.yokohama.jp</u>

- (3) 申込時の留意点
  - ① 所定の応募書類(様式1~3)のほか、関係資料(企画書や実績等)があれば、あわせて送付してください。(資料に応募者名は記載しないこと)
  - ② メールの件名は【ヨガ等公募】としてください。
  - ③ 申込後、必ず上記申込先まで電話連絡 (TEL 045-671-3648) をしてください。

## 6 質問書の受付

本要項の内容に疑義がある場合は、次により質問書(様式4)を提出してください。

(1) 提出期限

令和3年3月31日(水)17時まで

(2) 提出方法

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ電子メールで送付してください。 メールアドレス: ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

- (3) 提出時の留意点
  - ① メールの件名は【ヨガ等質問】としてください。
  - ② メール送付後、必ず上記提出先まで電話連絡 (TEL 045-671-3648) をしてください。
- (4) 回答方法

令和3年4月7日(水)に横浜市のホームページに回答を掲載する予定です。

URL: <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/toshinbu-shikou.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/toshinbu-shikou.html</a>
※ 電話等による個別回答は行いません。

## 7 行為許可候補の決定

## (1) 審査

本要項の3及び4に掲げる条件への適合性等について、次の基準で関係部署による審査を行います。

| 項目       |               | 審査通過基準           |
|----------|---------------|------------------|
| 公益性の確認   | 市民の健康づくりへの取組  | 主たるイベントの内容がヨガ等であ |
|          | (本要項2(1)参照)   | ること              |
|          | 公園の魅力アップに資する  | 公園の魅力アップに資する取組が提 |
|          | 取組(本要項3②参照)   | 案されていること         |
|          | 公園周辺地域の魅力や賑わ  | 公園周辺地域の魅力や賑わい向上に |
|          | いの向上に資する取組    | 資する取組が提案されていること  |
|          | (本要項3③参照)     |                  |
|          | 参加者           | 一般募集すること         |
| 付帯するその他の | ヨガ等との関係性      | 付帯として位置付けられる程度であ |
| 行為       | (本要項3⑤参照)     | ること              |
| 応募者      | 本要項4(1)に示す①~⑥ | ①~⑥の全てに該当すること    |
| 提案内容     | 本要項4(2)に示す①~⑤ | ①~⑤に該当しないこと      |
|          | 公園の維持管理への影響   | 支障のおそれのない提案であること |

#### (2) 行為許可候補の決定

審査の結果、基準を全て満たした応募提案を行為許可候補として決定します。審査結果は応募者全員に文書で通知するとともに、横浜市のホームページで提案内容及び応募者名を公表します(行為許可候補とならなかった応募提案は提案内容のみ公表)。

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/toshinbu-shikou.html

#### 8 実施に向けた準備

#### (1) 実施日時の調整

他の実施事業との兼ね合い等により、実施日時を変更していただく場合があります。 また、自由利用時間を確保するため、1日の中での実施時間及び複数回開催の場合の 開催間隔等について協議し、実施時間を変更していただく場合があります。

#### (2) 公園周辺地域への説明

公園周辺の関係者への事前説明(イベントの内容や周辺地域へのメリット等)をお願いする場合があります。行為許可候補決定通知受領後、環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当へご確認ください。

## (3) 必要な手続

実施初日の2週間前までに、環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当へ所定 の様式及びその他必要書類(公園周辺地域への事前説明を行った場合は、その結果報告 を含む)をそろえて公園内行為許可を申請し、許可を得てください。

公園使用料は、実施日初日より前に納付してください。荒天等により開催できなくなった場合で、返還申請があった場合には公園使用料の返還が可能です。荒天等の判断は管理者において行いますので、返還申請前にご確認ください。

#### (4) 横浜市の広報利用

参加者の一般募集について、横浜市のホームページ(イベントカレンダー)及び実施 公園の掲示板による広報が可能です。希望される場合は、環境創造局 南部公園緑地事務 所都心部公園担当へご相談ください。

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/kanko-event/eventannai/calendar/list\_calendar.html

#### (5) 行為許可書の掲出

実施時間中は、一般の公園利用者から見える場所に公園内行為許可書を掲出してください。

#### (6) 実施エリアの明示

他の利用者の安全確保等の視点から区画の設定は原則行いません。

#### (7) 協賛企業名が入ったのぼり旗等の掲出

原則として公園内に広告物を掲出することはできません。

ただし、今回の公募型行為許可の試行実施に際し、主催者が協賛企業等の名称が入ったのぼり旗等を仮設物として掲出することについては、行為許可に付随するものとして 占用許可を受けることにより、可能となる場合があります。

#### 【占用許可により、のぼり旗等を掲出する場合】

- ① のぼり旗等の設置本数は最低限とし、自立式のみであり、公園内樹木や照明に括り付けることはできません。公園または公園施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの等、掲出できない場合がありますので、具体的な設置場所、本数などは協議によります。
- ② 表示内容としては、のぼり旗等の表示面積の1/3までの範囲であれば、協賛企業名を入れることができます。
- ③ 占用許可に当たっては使用料が別途かかります。(参考:1日1㎡3,400円(表示面積当たり))

## (8) 禁止事項

用具等の使用や設置に際し、公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はできません。

また、用具等は開催のつど設置・撤収することとし、現地に留め置くことはできません。連日開催の場合も、毎日設置と撤収を行ってください。

#### (9) 行為許可候補の取消

行為許可候補として決定後、本要項3及び4に掲げる条件を満たさないこと等が判明した場合、決定を取り消します。

## (10) 実施の中止

行為許可候補として決定後、実施を中止することとなった場合は、速やかに理由を付した書面(様式自由)を作成し、申し出てください。

#### (11) 行為許可内容の変更

原則として提案どおりの内容で実施していただきます。やむを得ず行為許可を受けた 内容を変更する場合、本要項の範囲内であれば、変更の協議を行うこととします。

## 9 実施結果の報告

事業を終了しましたら、速やかに実施報告書(様式5)及び収支報告書(様式6) を提出してください。

本件は試行実施として位置付けており、今後の制度設計の参考とするために報告書の内容についてヒアリングさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 10 スケジュール(予定)

令和3年3月19日(金) 公募開始

令和3年3月31日(水)17時 質問書提出期限

令和3年4月7日(水) 質問書に対する回答

令和3年4月30日(金)17時 提案書提出期限

令和3年5月中~下旬 審查、行為許可候補決定、通知

令和3年5月下旬~ 参加者募集、行為許可申請等

令和3年6月~11月 事業期間

## 11 問合せ先

環境創造局 南部公園緑地事務所 都心部公園担当

横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所27階

メールアドレス: ks-toshinbuevents@city.yokohama.jp

電話 : 045-671-3648